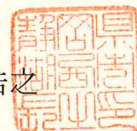


湖西市告示第 52 号

湖西市農林水産業鳥獣被害対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市農林水産業鳥獣被害対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

湖西市農林水産業鳥獣被害対策事業費補助金交付要綱（平成 22 年湖西市告示第 528 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「別表わな猟免許の取得の項及び有害鳥獣の捕獲の項」を「別表わな猟免許の新規取得の項及び有害鳥獣の捕獲（捕獲奨励金）の項」に改め、同条第 2 項中「別表わな猟免許の取得の項」を「別表わな猟免許の新規取得の項」に改め、同条第 3 項中「別表有害鳥獣の捕獲の項」を「別表有害鳥獣の捕獲（捕獲奨励金）の項」に改める。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に改める。

別表中「第 2 条」を「第 2 条—第 4 条」に改め、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

この要綱は、公布の日から施行する。